

## 恵庭市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、恵庭市広告掲載要綱（平成19年4月1日実施）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表示方法及び規格)

第2条 広告の表示方法は、バナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 画像の大きさ 縦60ピクセル×横190ピクセル
- (2) 画像の形式 GIF（アニメーションGIFは除く。）又はJPEG・PNG
- (3) データの容量 100KB以内

(掲載位置及び掲載枠数)

第3条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで市長が指定する位置とし、掲載枠数は、トップページの掲載容量範囲内とする。

(掲載期間及び掲載料)

第4条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1か月を単位とし、最長12か月までとする。ただし、年度を超える期間を継続して申し込むことはできないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、掲載期間満了時に掲載枠に空きがあるときは、これを更新することができる。ただし、掲載待機者（第8条第2項に規定する者をいう。）があるときは、当該掲載待機者を優先して空いた掲載枠に充てるものとする。
- 3 掲載期間の開始日は、当該掲載期間の開始月の初日とし、終了日は当該掲載期間の終了月の末日とする。
- 4 広告掲載期間中に市の帰責事由（サーバー等のメンテナンスを除く。）により、ホームページの閲覧が不能になったときは、閲覧不能状態の発生より6時間を経過した時点から、24時間を1日として当初の掲載期間を延長するものとする。
- 5 1か月当たりの広告の掲載料は、1枠につき10,000円（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税額を含む。）とする。

(表現等の制限)

第5条 次に掲げる表現は、市ホームページを閲覧する者（以下「閲覧者」という。）が、市ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるため、広告に使用してはならない。

- (1) 市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「生活便利帳」、「福祉と介護」その他の等市政を連想させる用語を使用することにより、閲覧者が市の事業であると錯誤しやすいもの。
- 2 次に掲げるものは、閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため、広告に使用してはならない。
  - (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」及び「警告」その他の意味を表すマーク、ボタン等の表示
  - (2) テキストボックス等の入力ができるように見えるもの。
  - (3) ラジオボタン及びプルダウンメニューその他の選択肢又は選択肢があるように見えるものの表示
- 3 文字色と背景色の明度差は十分にとり、並びに、背景に模様のある画像及び写真等を使用するときは、文字の周囲を縁取るなどして文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

4 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮しなければならない。

(掲載希望者の募集)

第6条 掲載希望者の募集は、市ホームページ等への掲載により公募するものとする。

2 掲載待機者がいるときは、当該掲載待機者のすべてが掲載されるまで新たな募集は行わないものとする。

(掲載の申込)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、市長が指定する日までに、恵庭市ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、申込を行うものとする。

2 広告の原稿は、申込者の責任及び負担において作成するものとする。

(掲載の承認)

第8条 市長は、前条の申込があったときは、速やかに掲載の適否を決定し、その結果及び掲載位置その他の掲載条件について、恵庭市ホームページ広告掲載承認・不承認通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。この場合において、掲載の基準を満たしている申込者の数が第3条に規定する掲載枠数を超えるときは、抽選により決定する。

2 抽選によりもれた申込者が広告の掲載を希望するときは、掲載待機者として登録し、掲載枠に空きができるまで順番待ちとすることができる。

3 掲載の順序は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 希望する掲載期間が長い申込者から順に掲載枠の上段から割り当てる。

(2) 希望する掲載期間が同じ申込者が複数あるときは、抽選により掲載順序を決定する。

(3) 掲載枠に空きができたときは、順次上段に詰めるものとする。

(掲載料の納付)

第9条 掲載の承諾を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、掲載料を市長が指定する期限までに前納しなければならない。ただし、4月に掲載する広告主は市長が指定する期限とする。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の承認及び広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する期限までに掲載料の納付がないとき。

(2) 無断で広告のリンク先が変更されたとき又は閉鎖されたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載が適切でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、恵庭市ホームページ広告掲載取消通知書（第3号様式）により広告主に通知するものとする。

(掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は広告の掲載を取り下げようとするときは、恵庭市ホームページ広告掲載取下申出書（第4号様式）により、市長に申し出なければならない。

(掲載料の還付等)

第12条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又

は一部を還付する。

(1) 広告主の責めに帰さない事由により、市長が広告の掲載を取り消したとき。

(2) 第4条第4項の規定による掲載期間の延長ができないとき。

2 前項第1号の規定により還付する掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて還付する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割りにより計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 第10条第1項各号（第1号を除く。）の規定により広告掲載を取り消したときは、既納の掲載料は還付しないものとする。

4 前各項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は平成20年 6月11日から実施する。

附 則

この要領は平成20年 8月29日から実施する。

附 則

この要領は平成20年11月 5日から実施する。

附 則

この要領は平成21年 3月25日から実施する。

附 則

この要領は平成21年12月 8日から実施する。

附 則

この要領は平成23年3月17日から実施する。

附 則

この要領は令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から実施する。